

原議保存期間	10年(令和16年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和16年12月31日まで保存)

交 規 甲 達 第 2 3 号
令 和 6 年 6 月 6 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

高速自動車国道及び自動車専用道路における臨時交通規制実施要領の制定について（通達）

対号 平成26年12月18日付け交規甲達第1031号「北陸自動車道及び自動車専用道路における臨時交通規制の実施要領の制定について（通達）」

高速自動車国道及び自動車専用道路における臨時交通規制については対号に基づき実施しているところであるが、別添のとおり要領を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

高速自動車国道及び自動車専用道路における臨時交通規制実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき、高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）において、「交通の障害となる霧、路面凍結、降雪・積雪、強風、降雨、地震、津波、交通事故等の交通障害、道路損壊等」（以下「交通障害事案」という。）が発生した場合に実施する臨時交通規制に関して必要な事項を定め、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

第2 臨時交通規制の根拠

1 警察官による危険防止等の措置

法第75条の3（危険防止等の措置）

2 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）による交通規制

- (1) 法第5条第1項（警察署長等への委任）
- (2) 法第114条の3（高速自動車国道等における権限）
- (3) 道路交通法施行令第3条の2第1項（警察署長の交通規制等）
- (4) 道路交通法施行細則第3条（警察署長の交通規制）
- (5) 道路交通法施行細則第36条（高速道路交通警察隊長が行う事務）

第3 臨時交通規制実施の判断基準

高速自動車国道等における交通障害事案による臨時交通規制の実施基準は、別表「臨時交通規制実施の判断基準」に掲げるとおりとする。

第4 臨時交通規制の実施要領

1 交通障害事案による臨時交通規制の実施要領

(1) 現場における措置

ア 警察官は、勤務中の諸活動又は、道路管理者からの通報により高速自動車国道等における交通障害事案を認知し、交通規制の必要があると認めるときは、直ちに次の事項を警察署長等に報告し、その

指示を受けなければならない。

- (ア) 交通障害事案の程度
- (イ) 必要な交通規制の種別
- (ウ) 交通規制開始の予定時間
- (エ) 交通規制を必要とする区間
- (オ) その他必要な事項

イ 警察官は、高速自動車国道等における交通規制（最高速度規制を除く。）が緊急を要し、かつ、前記アの事項の措置を執るいとまがないときは、法第75条の3に基づく警察官が行う危険防止等の措置として必要な交通規制を実施した後、速やかに次の事項を警察署長等に報告して、その指示を受けなければならない。

- (ア) 交通障害事案の程度
- (イ) 実施した交通規制の種別
- (ウ) 交通規制を開始した時間
- (エ) 交通規制を実施した区間
- (オ) その他必要な事項

ウ 前記イのとおり交通規制を実施する際は、規制理由、規制種別、規制時間、規制区間等必要な事項を交通規制課に即報し、必要に応じて他の警察署、高速道路交通警察隊及び交通機動隊羽咋分駐隊にも即報すること。

(2) 警察署長等の権限による交通規制

警察署長等は、前記(1)の事項について報告を受けた場合は、次の措置を執らなければならない。

ア 直ちに交通規制の必要性を判断し、法第5条1項に基づく交通規制の必要があると認める時は、交通規制の種別及び区間を決定すること。

イ 交通規制の実施状況を把握し、交通規制の変更又は解除を決定すること。

ウ 決定した交通規制の内容を実施するよう警察官に指示すること。

2 報告（通報）

警察署長等が、その管轄区域内において臨時交通規制を行う時は、石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年5月15日石川県警察本部訓令第18号）の別記様式第2（第5条）「交通規制実施報告（通報）書」により、石川県公安委員会及び必要な他の警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長に報告（通報）すること。

ただし、その期間が3日以内のもので交通上の支障の少ないものにあつては報告（通報）を要しない。

なお、石川県公安委員会には交通規制課経由で報告すること。

3 可変式最高速度規制標識の操作

臨時交通規制に伴う可変式最高速度規制標識の操作は、高速自動車国道については高速道路交通警察隊、自動車専用道路については交通規制課において行う。

4 交通規制実施状況の記録

高速自動車国道において交通障害事案により臨時交通規制を実施、変更又は解除する場合は、石川県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（昭和47年10月20日石川県警察本部訓令第38号）の別記様式第3（第10条関係）「交通規制実施表」を作成すること。

自動車専用道路（のと里山海道又は能越自動車道）において交通障害事案により臨時交通規制を実施、変更又は解除する場合は、別記様式第1号（第4関係）「臨時交通規制記録簿（のと里山海道・能越自動車道）」を作成し、執務時間中は交通（第一）課長又は地域交通課長、執務時間外は当直主任が交通規制の内容について確認し、「確認者印欄」に押印すること。

第5 臨時交通規制を実施する際の配意事項

- 1 臨時交通規制を適切に実施するため、あらかじめ隣接警察署、高速道路交通警察隊、交通機動隊羽咋分駐隊及び道路管理者等と緊密な連絡協議を行い、交通障害事案発生時の情報共有や、交通規制を行う上で必要な協力体制を確立しておくこと。

- 2 平素から道路状況を把握しておくとともに、交通障害事案が予想される時は、積極的に道路の状況等を確認し、交通規制に必要な情報の収集に努めること。
- 3 臨時交通規制が他の警察署の管轄又は隣県に影響する場合は、相互に連携を図り、一体的な交通規制を実施すること。
- 4 臨時交通規制を実施した場合は、規制の種別、区間、解除予定時間その他必要な交通情報について、交通管制センター、テレビ・ラジオ放送、情報表示板、SNSその他の方法を通じて運転者等に周知するよう配慮すること。

別表

臨時交通規制実施の判断基準

区分	交通障害の状況	交通規制					運用上の留意事項	
		北陸自動車道	のと里山海道		能越道			
		福井県境～富山県境 (分離4車線)	千鳥台～穴水 (分離4車線・80キロ区間) (非分離2車線・70キロ区間)	横田～越の原 (非分離2車線・60キロ区間)	穴水～のと三井 (分離2車線)	七尾～富山県境 (非分離・ワイヤー ロープ有2車線)		
平常時の最高速度		最高速度100km/h 又は80km/h	最高速度80km/h 又は70km/h	最高速度60km/h	最高速度80km/h	最高速度70km/h		
気象状況	霧	視界200m未満	最高速度80km/h	-	-	-	-	道路の曲線、勾配、路面状態、時間帯(夜間等)、当該地域における気象変化の特性を勘案し、状況によっては通行止めを行う。
		視界150m未満	最高速度50km/h	最高速度60km/h	-	最高速度60km/h	最高速度50km/h	
		視界100m未満	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	
		視界70m未満	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
	路面凍結	橋梁、日陰等で部分的に凍結した場合又は長い区間が凍結した場合	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	道路構造(高架部、橋梁部等)、曲線、勾配、路面状態、時間帯(夜間等)、当該地域における気象変化の特性を勘案し、状況によっては通行止めを行う。
		強度の凍結	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
	降・積雪	降雪で、積雪・凍結に至らない場合	最高速度80km/h	最高速度60km/h	最高速度40km/h	最高速度60km/h	最高速度50km/h	道路構造(高架部、橋梁部等)、曲線、勾配、路面状態、時間帯(夜間等)、当該地域における気象変化の特性を勘案し、状況によっては通行止めを行う。
		積雪又は吹雪により視界が100m以上200m未満の場合	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	
		著しい積雪又は吹雪により視界が100m未満の場合	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
	降雨	初期降雨でスリップのおそれがある場合	最高速度80km/h	最高速度60km/h	最高速度40km/h	最高速度60km/h	最高速度50km/h	道路の曲線、勾配、路面状態、時間帯(夜間等)、当該地域における気象変化の特性を勘案し、状況によっては通行止めを行う。
		時間雨量30mm程度	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	
		著しい降雨で通行の危険又は道路の損壊が予想される場合	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
	強風	平均7～14m/s 瞬間20m/s未満 横風で不安定の恐れ	最高速度80km/h	最高速度60km/h	最高速度40km/h	最高速度60km/h	最高速度50km/h	道路構造(高架部、橋梁部等)、曲線、勾配、路面状態、時間帯(夜間等)、当該地域における気象変化の特性を勘案し、状況によっては通行止めを行う。
		平均15～19m/s 瞬間25m/s未満	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	
		平均20m/s以上 瞬間25m/s以上	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
地震	震度3	最高速度80km/h	最高速度60km/h	最高速度40km/h	最高速度60km/h	最高速度50km/h	安全を確認した後に、交通規制を解除する。	
	震度4	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h		
	震度5弱以上	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め		
津波	津波注意報・警報	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	安全を確認した後に、通行止めを解除し、必要があれば最高速度規制に切り替える。	
交通事故等発生時	落下物	本線上又は通行に支障がある場合	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	
		通行不能又は通行に著しい支障がある場合	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
	故障車 交通事故等	本線上又は通行に支障がある場合	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	
		通行不能又は通行に著しい支障がある場合	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
	道路損壊等	本線上又は通行に支障がある場合	最高速度50km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度40km/h	最高速度50km/h	
		通行不能又は通行に著しい支障がある場合	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	